

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

## 告 示

○宮城県議会定例会の招集 (財政課) 一

○特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課) 一

○県営土地改良事業の換地処分 (農村整備課) 一

○保安林の指定の解除(二件) (森林整備課) 一

○一級河川北上川水系北上川(二)圏域河川整備計画の変更の公表 (河川課) 二

○海岸保全区域の指定 (港湾課) 二

○平成六年宮城県告示第三百九十七号(海岸保全区域の変更)の一部改正 (同) 二

○建築士免許の取消し (建築宅地課) 二

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課) 四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課) 四

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (警察本部会計課) 六

## 監 査 委 員

○定期監査の結果の公表 八

## 告 示

○宮城県告示第七百三十七号

平成二十九年九月一日、宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

平成二十九年八月二十五日

○宮城県告示第七百三十八号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十九年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十九年 十月二日	大郷町 大粕松沢川	午前十時から 午後二時三十分まで	大郷町開発センター
同	大郷町 大谷	午前十時から 午後二時三十分まで	大郷町開発センター
同	大郷町 全区域	午前十時から 正午まで	大郷町開発センター
同	大郷町 全区域	午前十時から 午後二時三十分まで	平林会館二階入口ホール
同	富谷市 全区域	午前十時から 午後二時三十分まで	富ヶ丘公民館
同	富谷市 全区域	午前十時から 午後二時三十分まで	富ヶ丘公民館
同	松島町 全区域	午前十時から 午後三時まで	松島町文化観光交流館

○宮城県告示第七百三十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十九年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

真野大谷地地区

二 処分の年月日

平成二十九年八月十六日

○宮城県告示第七百四十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

仙台市宮城野区蒲生字町八七の二二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び仙台市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第七百四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十九年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

石巻市雄勝町雄勝字船戸神明一七の四

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第七百四十二号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、一級河川北上川水系北上川（一）圏域河川整備計画を変更したので、同条第七項において準用する同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）及び宮城県東部土木事務所においてこれを公表する。

平成二十九年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七百四十三号

海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）第三条第一項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

平成二十九年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定する海岸の名称

宮城県仙台湾沿岸仙台塩釜港塩釜港区海岸要害浦地区海岸遠山地先海岸

二 指定する区域

1 区域の表示

基点一から基点六までを順次結んだ線及び基点六と基点一を結んだ線により囲まれた区域

2 基準点及び基点の表示

基準点 塩竈市牛生町金属標（北緯三八度一八分二四秒三九、東経一四一度二分六秒八六）

基点一 基準点から九八度三分一九秒二三五・四七メートルの地点

基点二 基点一から一四六度三二分五二秒二〇・〇〇メートルの地点

基点三 基点二から五六度三二分五二秒二六一・六七メートルの地点

基点四 基点三から一四六度三二分五二秒三一・七九メートルの地点

基点五 基点四から五六度三二分五二秒二〇・〇〇メートルの地点

基点六 基点五から三二六度三二分五二秒五一・七九メートルの地点

○宮城県告示第七百四十四号

平成六年宮城県告示第三百九十七号（海岸保全区域の変更）の一部を次のように改正し、平成二十九年八月二十五日から施行する。

平成二十九年八月二十五日 宮城県知事 村 井 嘉 浩

「要害浦地区海岸」の下に「要害地先海岸」を加える。

○宮城県告示第七百四十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

平成二十九年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許取消年月日	氏名	一級建築士、二級建築士の別	登録番号	免許取消しの理由
平成二十九年八月十七日	須藤 芳夫	一級建築士又は二級建築士の別	第六百二十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月十七日	土生 敏晴	二級建築士	第七百二号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月十七日	新妻 昭治	二級建築士	第八百三十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため
平成二十九年八月十七日	吉村 恒夫	二級建築士	第八百七十三号	建築士法第九条第一項

平成二十九年八月十日	渡辺 烈男	二級建築士	第二千三百八十	建築士法第九条第一項
七日	吉 菊地 今朝	二級建築士	第七号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	大森 初藏	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	菅原 勝郎	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	高荒 昌三	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	田畑 安雄	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	米倉 清喜	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	市川 正司	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	吉川 政記	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	神山 常男	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	吉田 等	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	渡邊 等	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	阿部 昇	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	伊藤 一夫	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	紺野 亀治	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	小野 貞夫	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	卷野 和夫	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	田村 温義	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	氏家 泰治	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	尾形 本文	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	尾形 本文	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項

七日	三塚 昇	二級建築士	第四千九百九号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	郎 宮井 弥次	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	小松 正志	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	手塚 智	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	内海 己代	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	鈴木 春雄	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	鈴木 哲郎	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	郎 鷲尾 昭三	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	菊池 豊	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	伊藤 貞男	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	己 佐久間 正	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	加藤 忠夫	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	岩淵 磐	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	伊藤 長寿	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	丹野 久	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	我妻 誠	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	鈴木 孝一	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	山田 弘	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	石崎 恒一	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
平成二十九年八月十日	沖田 厚	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項
七日	沖田 厚	二級建築士	第九百九十二号	建築士法第九条第一項

七日												第三号に該当するため
平成二十九年八月十日	渡邊 一郎	二級建築士	第四千四百三十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため								
七日	三浦 満	二級建築士	第四千三百九十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため								
平成二十九年八月十日	千葉 正人	二級建築士	第四千四百七十七号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため								
七日	鈴木 健治	二級建築士	第四千六百五十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため								
平成二十九年八月十日	高橋 昭	二級建築士	第四千六百八十九号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため								
七日	本田 正義	二級建築士	第四千九百四十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため								
平成二十九年八月十日	幕田 芳夫	二級建築士	第五千五十号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため								
七日	松倉 伍一	二級建築士	第五千四百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため								
平成二十九年八月十日	八巻 光雄	二級建築士	第五千五百五十一号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため								
七日	石濱 好忠	二級建築士	第五千九百三十三号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため								
平成二十九年八月十日	横山 信一	二級建築士	第六千三百四十四号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため								
七日	鷺尾 賢二	二級建築士	第六千九百七十五号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため								
平成二十九年八月十日	綱島 次男	二級建築士	第七千七十六号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため								
七日	玉山 正雄	二級建築士	第七千二百号	建築士法第九条第一項第三号に該当するため								

**公 告**

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年八月二十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

栗原市築館字築館新八ツ沢五十四番二の一部、五十六番一の一部、五十七番、七十三番百三十の

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

一部、五十七番地先の道の一部、五十七番地先の水の一部  
東京都千代田区大手町一丁目一番二号  
J X T G エネルギー株式会社

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年八月二十五日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
宮城県利府町神谷沢字広畑三十三番二の一部、五十一番、五十二番二、五十四番一、五十四番二、五十五番、五十六番の一部、五十七番の一部  
宮城県利府町神谷沢字北沢二十二番地  
宗教法人東雲院

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年八月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 宮城県工事管理システムサービス提供業務 一式

2 調達案件の様式等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成三十五年十二月三十一日まで

4 履行場所 宮城県内ほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条の規定による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 開札時において、次に掲げる資格を有すること。

(一) ISO9001、ISO14001、ISO27001の認証を受けていること。

(二) ブライバシーマークの認定を受けていること。

9 次のいずれかの実績を有すること。

(一) 過去五年以内に国又は地方公共団体と工事管理システム開発業務に係る委託金額一千万円以上の委託契約を締結し、履行した者。

(二) 過去五年以内に国又は地方公共団体とASPサービス提供業務に係る委託金額一千万円以上の委託契約を締結し、一年以上履行した者。

10 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

(一) すべての構成員が1に該当し、かつ2から7までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが8及び9の要件を満たしていること。

(二) 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

11 入札参加資格申請場所及び提出期限 物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（千九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一一三三五）へ平成二十九年九月二十二日（金）午後五時までに申請すること。

三 入札書等の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する記録）であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県出納局契約課工事契約班(担当 松岡 晃一 電話〇二二一二二一三三三六)

3 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、平成二十九年九月二十二日(金)まで2あて申し出ること。

4 一般競争入札参加資格審査

(一) システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年九月二十一日(木)から平成二十九年九月二十八日(木)までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年九月二十八日(木)までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(三) 開札日までの間において、(一)又は(二)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

5 入札書の提出期限

(一) システムを用いて入札する場合

入札期間 平成二十九年十月三日(火) 午前九時から平成二十九年十月四日(水) 午後五時まで

(二) 書面により入札書提出する場合

イ 日時 平成二十九年十月四日(水) 午後五時

ロ 場所 2に同じ

ハ 郵送による場合は、配達証明付書留郵便によりイの日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

ニ 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

6 開札の日時及び場所

平成二十九年十月五日(木) 午前十時 宮城県行政庁舎二階第二入札室

四 入札に参加することができない者 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入

札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十六号)第二号の規定による。

3 契約保証金 財務規則第十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。)とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 入札執行の方法 一般競争入札

9 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

10 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of the Items to be Procured : Miyagi Prefecture construction management system service - 1 set

2 Deadline for Delivery : From contract settlement to December 31, 2023

3 Place of Delivery : Throughout Miyagi Prefecture and locations outside of Miyagi

4 Deadline for Bid : Wednesday, October 4, 2017, 5 : 00 pm.

5 Contact Information : Koichi Matsuoaka Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan. TEL.: 022-211-3336

6 Language and Currency Used in Contract Procedures : Japanese and Japanese yen only.

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年八月二十五日

一 入札に付する事項

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 調達案件及び数量 交通規制情報管理システム賃貸借 一式
  - 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
  - 3 履行期間 平成三十年二月一日から平成三十五年一月三十一日まで
  - 4 履行場所 仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部交通部交通規制課
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
  - 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
  - 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
  - 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
  - 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
  - 6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。
  - 7 過去五年以内に他県警察と同種システムの構築に係る契約を締結し、履行した実績（賃貸借契約内での構築を含む。）を有すること。
  - 8 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。  
 なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。
- (一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支

店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者の威力を利用してしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

9 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者が入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇―八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号）電話〇二二―二二―三三三五）へ平成二十九年九月十三日（水）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 〒九八〇―八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

2 入札説明書等の交付期限  
 平成二十九年九月十三日（水）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査  
 入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年九月二十五日（月）まで

に必要な書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十九年十月四日(金)午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十九年十月五日(木)午前九時三十分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇一会議室

四 入札に参加することができない者

- 1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者
- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。
- 3 契約保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ)を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業

務として複数年度にわたる履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

6 概要

Summary

- 1 Item/Service Required : Lease of a management system for information about traffic regulation - 1 set
- 2 Duration of Contract : February 1, 2018 to January 31, 2023
- 3 Location : Traffic Regulation Division, Traffic Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi
- 4 Bid Deadline : October 4, 2017, 5 : 00 pm.
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan  
Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

監査委員

○宮城県監査委員告示第18号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した公営企業会計に係る平成29年度定期監査の結果については、次のとおりです。

平成29年8月25日

宮城県監査委員	齋藤正美
宮城県監査委員	坂下賢
宮城県監査委員	石森隼二
宮城県監査委員	成田由加里

平成29年度定期監査結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定により実施した公営企業会計に係る平成29年度定期監査の結果について、下記のとおり提出します。

記

- 1 監査実施機関及び監査実施年月日並びに事業概要等別紙のとおり。
- 2 監査結果



平 成 2 8 年 度 財 政 概 算

平成28年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて行いました。その結果、公表すべき指摘事項は認められませんでした。

別紙

○宮城県水道水供給事業会計

- 1 実施した監査箇所及び監査年月日  
 企業局公営事業課（水道経営管理室を含む。） 平成29年7月21日  
 大崎広域水道事務所 平成29年7月12日  
 仙南・仙塩広域水道事務所 平成29年7月11日
- 2 事業概要  
 本事業は市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業(給水)開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 12万㎡	1日最大 10万 1,150㎡	大崎市、加美町、大和町、大衡村、栗原市、涌谷町、大郷町、(10市町村)	昭和55年度
仙南・仙塩広域水道事業	七ヶ宿ダム	1日最大 55万 3,300㎡	1日最大 27万 9,000㎡	仙台市、塩竈市、角田市、多賀城市、名取市、富谷市、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、(17市町村)	平成2年度

3 事業実績

平成28年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
大崎広域水道事業	23,227 <sup>千㎡</sup>	3,517,616 <sup>千円</sup>	2,641,161 <sup>千円</sup>	825,559 <sup>千円</sup>	1,457,990 <sup>千円</sup>
仙南・仙塩広域水道事業	71,046	13,060,920	9,217,080	3,704,626	7,465,069
合計	94,273	16,578,536	11,858,241	4,530,185	8,923,059

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。  
 2 決算額の金額は消費税を含み、経営状況の金額は消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○宮城県工業用水道事業会計

- 1 実施した監査箇所及び監査年月日  
 企業局公営事業課（水道経営管理室を含む。） 平成29年7月21日  
 大崎広域水道事務所 平成29年7月12日  
 仙南・仙塩広域水道事務所 平成29年7月11日
- 2 事業概要  
 本事業は工場及び事業所に対し工業用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。  
 事業廃止した仙南工業用水道事業については、事業の清算を進めた。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業(給水)開始年度
仙塩工業用水	大倉ダム	1日最大 10万㎡	仙台市、塩竈市、多賀城市、富谷市、七ヶ浜町、利府町、大和町	昭和36年度
仙台圏工業用水	釜房ダム	1日最大 10万㎡	仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町	昭和51年度
仙台北部工業用水	漆沢ダム	1日最大 5万 8,500㎡	大崎市、大和町、大衡村、加美町、(4市町村)	昭和55年度
仙南工業用水	七ヶ宿ダム		事業廃止	

3 事業実績

平成28年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益(損失△)	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損△)
仙塩工業用水	10,184 <sup>千㎡</sup>	759,511 <sup>千円</sup>	654,640 <sup>千円</sup>	97,664 <sup>千円</sup>	880,585 <sup>千円</sup>
仙台圏工業用水	12,009	6,428,778	7,169,940	△ 80,840	216,446
仙台北部工業用水	7,426	5,786,602	4,599,604	117,385	△ 646,394

仙南工業用水道事業	-	76,852	530	76,322	△	32,593
合計	29,619	2,057,843	1,831,714	210,531		418,044

(注) 1 合計の金額は、千円未満を切り捨てている。  
 2 決算額のコネ額は消費税を含み、経営状況のコネ額は消費税を除いた経理処理に基づくと額である。

○宮城県地域整備事業会計

1 実施した監査箇所及び監査年月日

企業局公管事業課 平成29年 7月21日

2 事業概要

本事業は、仙台港国際ビジネスサポートセンターの管理運営及び地域の振興に資する事業への長期貸付等を行っている。

3 事業実績

平成28年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	決算額		経営状況	
	事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金 (未処理欠損金△)
地域整備事業	534,210 <small>千円</small>	245,349 <small>千円</small>	288,860 <small>千円</small>	△ <small>千円</small>
				37,231 <small>千円</small>

(注) 1 金額は、千円未満を切り捨てている。  
 2 決算額のコネ額は消費税を含み、経営状況のコネ額は消費税を除いた経理処理に基づくと額である。